

ケアハウス桜草 利用料金表

社会福祉法人 明正会

1. 管理費

支払方法		入居時払込額	月額管理費	
一括支払	1	528万円	0円	入居時払込金は、事情により契約解除される場合は、入居期間に応じ残金を返還いたします。
併用支払	2	300万円	9,500円	
	3	200万円	13,660円	
	4	100万円	17,830円	
分割支払	5	0円	22,000円	

2. サービスの提供に要する費用・生活費・その他(入居時納入金なしの場合)

対象収入による階層区分		本人からの利用料徴収額(月額)				合計
		サービスの提供に要する費用	生活費	管理費	その他	
1	1,500,000円以下	10,000円	43,700円	22,000円	(光熱水費)	80,700円
2	1,500,001円～1,600,000円	13,000円	43,700円	22,000円	個人の部屋	83,700円
3	1,600,001円～1,700,000円	16,000円	43,700円	22,000円	の電気料・	86,700円
4	1,700,001円～1,800,000円	19,000円	43,700円	22,000円	水道料・	89,700円
5	1,800,001円～1,900,000円	22,000円	43,700円	22,000円	電話代は	92,700円
6	1,900,001円～2,000,000円	25,000円	43,700円	22,000円	実費負担。	95,700円
7	2,000,001円～2,100,000円	30,000円	43,700円	22,000円	上記の	100,700円
8	2,100,001円～2,200,000円	35,000円	43,700円	22,000円	実費負担を	105,700円
9	2,200,001円～2,300,000円	40,000円	43,700円	22,000円	5000円	110,700円
10	2,300,001円～2,400,000円	45,000円	43,700円	22,000円	とした場合	115,700円
11	2,400,001円～2,500,000円	50,000円	43,700円	22,000円		120,700円
12	2,500,001円～2,600,000円	57,000円	43,700円	22,000円		127,700円
13	2,600,001円～2,700,000円	57,800円	43,700円	22,000円		128,500円
14	2,700,001円～2,800,000円	57,800円	43,700円	22,000円		128,500円
15	2,800,001円～2,900,000円	57,800円	43,700円	22,000円		128,500円
16	2,900,001円～3,000,000円	57,800円	43,700円	22,000円		128,500円
17	3,000,001円以上	57,800円	43,700円	22,000円		128,500円

◇ 備考 ◇ (上記利用料は国の基準が改定になった場合は変更されます。)

- ① 上記表における「対象収入」とは、前年の収入(社会通念上収入として認定することが適当でないものを除く。)から、租税、社会保険料、医療費等の必要経費を控除した後の収入をいいます。
- ② 夫婦で入居する場合は、夫婦の収入及び必要経費を合算し、合算後に2分の1をそれぞれ個々の対象収入として、その額が150万円以下に該当する場合の夫婦それぞれのサービスの提供に要する費用徴収額については上記表の額から30%減額した額を本人からのサービスの提供に要する費用徴収額(月額)とします。
- ③ 上記表によるサービスの提供に要する費用徴収額(月額)が、当該施設のサービスの提供に要する費用を超えるときは、当該施設のサービスの提供に要する費用(月額)を本人からの徴収額とします。
- ④ 入居時納入金は退所される場合、入居期間に応じ残金をお返しいたします。
- ⑤ 国の定める料金(生活費、サービスの提供に要する費用、冬期加算額)の改定があった場合は、利用料も変更されます。
- ⑥ 11月から3月までの間は、暖房費として月額1,800円が冬期加算されます。
- ⑦ 入居期間が1ヶ月に満たない端数が生じたときの生活費及び冬期加算の額は日割り計算より算出した額とします。
- ⑧ 入居期間が1ヶ月に満たない端数が生じたときの管理費については、日割り計算をいたしません。
- ⑨ 入居期間が10日以内であるときのサービスの提供に要する費用の額は、負担額の2分の1を乗じた額とします。
- ⑩ 布団リース御利用の方は1日100円とします。
- ⑪ 駐車場御利用の方は一日100円とします。
- ⑫ 毎年7月に所得調査を行いサービスの提供に要する費用階層区分の変更もあります。
- ⑬ テレビ、ビデオデッキ御利用の方は1日30円とします。

2018.4.1